長第118号

令和５年４月26日

各高齢者福祉施設等の管理者　様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

高齢者施設等における感染対策等について

各施設・事業所の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止について、細心の注意を払いながら取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の高齢者施設等における対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和５年３月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続することとされています。

また、令和５年４月18日付け厚生労働省老健局関係各課連名の事務連絡「高齢者施設等における感染対策等について」において、感染対策として特に重要と考えられる点が示されています。

つきましては、当該事務連絡に記載されている参考１～参考７の資料等を参考に自施設・事業所の取組状況を改めて確認されるようお願いします。

記

１　日頃からの感染対策

　⑴　マスクの着用

　　　別添事務連絡１⑴に次のとおり考え方が示されていること。

・　高齢者施設等への訪問時にはマスク着用を推奨。

・　高齢者施設等の従事者は、マスク着用を推奨。

⑵　換気（エアゾル対策）

別添事務連絡１⑵及び参考２～３を参考とし、各施設等の実情に応じた換気による感染対策を実施。

⑶　面会

　　別添事務連絡１⑶のとおり、引き続き、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に家族等と面会ができる方法を検討。

２　感染者が発生した際の感染対策

　　「施設内療養時の対応の手引き」を参考に対応。

３　施設内療養時における嘱託医や協力医療機関等からの協力内容の確認

　　施設内療養時においては、施設内療養者の健康管理はもとより、症状や状態が変化した際の救急搬送の判断など、医師の協力が不可欠となることから、医師が常駐していない施設等においては、嘱託医や協力医療機関等に対し、施設内療養時における協力をあらかじめ依頼するとともに、どのような協力が得られるかを再確認していただきたいこと。

【担当】

介護福祉担当　千葉

電話：019-629-5435